

「公益認定等ガイドラインの追加(案)[認定関係]」に関する意見

番号	該当箇所	御意見概要	御意見提出者	御意見等に対する当方の考え方
1	I-5-(1)-①	<p>短期の特定費用準備資金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来の特定費用準備資金の要件は満たさなくて良いのか？特に資金の区分管理の要件はどのように満たすことができるのか？ ・貸借対照表や財産目録ではどのように表示するのか？ ・現預金等の等とは何を示すのか？ ・期末日において「収入が費用を上回る金額」が実際の現預金等よりも多い場合は、どのように取り扱うのか？ ・公益目的事業比率及び遊休財産の保有上限額の計算において、短期の特定費用準備資金も含まれるのか？ <p>を明確にさせていただきたいと考えます。</p>	民法34条法人 地方公共団体 個人 その他	「短期の特定費用準備資金」については、本来の特定費用準備資金との混同を避けるためにガイドラインへの追加を行わないこととしました。
2	I-7-(5)-②	<p>変更認定を受けなければならない事業内容の変更がどのような範囲の変更を指すのかが不明確であるため、確認したい。公益法人認定法施行規則第18条第3項第3号は、特定費用準備資金の取崩しについて「特別の手續」が定められており、かつ、その手續を踏めば取崩しも可能という意味と解され、取崩しについて変更認定まで要求したものではないと考えられる。また、この取崩しには、取り崩して他の事業目的に使用することも含まれていると解するのが妥当である。一方、公益法人認定法第11条においては、公益法人は「公益目的事業の種類又は内容の変更」(第1項第2号)をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならないこととされている。</p> <p>以上の2点を勘案すれば、ここでいう「事業内容の変更」は、当該法人の「公益目的事業の種類又は内容の変更」に相当する変更として行政庁の変更認定を受けた後、その変更された事業に使用する場合を指すものと理解する。したがって、次のようなケースについては、「公益目的事業の種類又は内容の変更」には該当しないので、行政庁の変更認定は要せず、法人において定めた「取崩しについての特別の規定」に従い手續すればよいと理解するが問題ないか。</p> <p>(1) 同一事業単位(単一事業。注)の中で当該事業中の特定部分に係る特定費用準備資金の事業内容を当該事業の他の特定部分の事業内容に変更する場合 (2) 同一事業単位(複数事業)の中で個別の事業に係る特定費用準備資金の事業内容を他の個別の事業の事業内容に変更する場合 (3) 特定の事業単位に係る特定費用準備資金の事業内容を他の事業単位の事業内容に変更する場合</p> <p>(注)「事業単位」は公益認定申請書別紙2の事業一覧に掲げる「事業単位」を指す。「事業単位」に含まれる個別の事業は、単一事業の場合、複数事業の場合の両様があり得る。</p>	民法34条法人 地方公共団体	本追加部分は、特定費用準備資金を目的外に使用する場合の手續きを明らかにしたものです。公益法人認定法施行規則第18条第3項第3号は、法人内部の手續きを定めたものであり、行政庁との関係では変更認定が必要です。

3	I-7-(5)-②	<p>1 本文の趣旨は、①「目的や性格が変わらない範囲での資金の見直し」及び「予期せざる損失への充当」については変更認定を要しないこと、②それ以外の場合は、変更認定を受ければ資金を取り崩して他の事業に使用することができることであると考えてよいか。</p> <p>2 1のとおりであれば、「目的や性格が変わらない範囲での資金の見直し」の結果、剰余金(当該事業に使用しない金額)が発生し、当該剰余金を他の事業のために使用する場合であっても変更認定を要しないと考えるよいか。</p> <p>3 平成20年6月20日公益認定等委員会資料において示された案(「実施時期が近づくに伴う見積もりの精緻化などその目的や性格が変わらない範囲での資金の見直しや当該事業の予期せざる損失への充当を除き、資金の目的外の取崩しの場合には、資金の目的である事業の内容の変更該当し、変更認定を要する。」)に比べ、今回示された案においては解釈に疑義を生じると考える。変更理由は何か。</p>	地方公共団体	<p>1 ①②ともに貴見のとおりです。</p> <p>2 変更認定を要するかどうかは当該事業に使用しなかった金額をどのような事業に使用するかによります。</p> <p>3 変更前の記載では、目的外取崩しの前後のいずれかで変更認定を受けるかが不明確でしたが、変更認定は当該取崩し前に受けるべきものであるとの、その点を明確にするために修正しました。</p>
4	I-17-(2)	<p>本規定の趣旨は、収益事業や共益事業のような積極的事业に充当する場合を前提にしていると思われるが、管理業務に充当する場合は、具体性をもって定めることは難しい。『一部を公益目的事業以外のために使用する旨を定める場合には』を『一部を収益事業等のために使用する旨を定める場合には』に変更して頂きたい。</p>	民法34条法人	<p>「一部」について具体性をもって定められる必要がある」の具体性とは、「一部」の定め方の具体性のことであり、収益事業に使用する、法人会計に充てる等の用途に関する具体性のことではありません。</p>
5	I-17-(3)	<p>公益目的事業しか行っていない多くの助成財団にとっては、公益目的事業財産の一部を公益目的事業以外のために使用することになるが、その額は年度により変動することから、幅も持って柔軟に対応できる定めが必要である。ガイドラインに記載のあるように、割合について具体性を持って定める場合、例えば「〇割以内」と記載することも認められてよいのではないか。</p>	民法34条法人	<p>例えば、「収益事業に〇割以下を使用する」といった定めも可能です。なお、公益目的事業のみを実施する法人においては、寄附を受けた財産や公益目的事業に係る活動の対価として得た財産のうち、適正な範囲内の管理費相当額については、「〇割(以下)」といった具体的な定めがない場合でも、公益目的事業財産には含まれないものと整理することは可能です(ガイドライン I-17(4))。</p>
6	I-17-(3)	<p>「〇割」「〇分の1」のような形で割合を固定すると、年度による経済変動、事業内容の振幅等に対応できなくなる可能性がある。徴収した経費の一部を公益目的事業以外のために使用する旨を定める際には、「〇割」等と具体的な数字を入れるべきことが記述されているが、「〇割以下」等の幅を持たせた記述も可能か。</p>	民法34条法人	<p>例えば、「収益事業に〇割以下を使用する」といった定めも可能です。</p>
7	I-17-(3)	<p>事業活動を行う際に、事前に、その経費を具体的に特定することは難しい。会費をはじめとする経費の徴収にあたって、「〇割」「〇分の1」といった具体性を持って、公益目的事業以外のために用途を定めることは、事業活動を縛ることとなり、現実的ではない。「〇〇〇に使用した残金」、「一定水準以上の徴収があった場合はその分」といった定めなど、柔軟な定めを可能とすべきである。</p>	民法34条法人	<p>例えば、「収益事業に〇割以下を使用する」といった定めも可能です。</p>

8	I-17- - (3)	<p>社団法人の賛助会員が定款の定めに基づいて支払う会費は、社員から徴収する経費に準じて公益目的事業財産の額を計算するとあるが、財団法人の賛助会員が支払う会費は寄附金に当たるとするFAQのVI-1-①との関係・整合性については、どのように考えればよいのか。財団法人の賛助会員の支払う経費も同様と考えるとよい。</p>	個人	<p>本追加部分は、社団法人の社員の会費について定めたものであり、社団法人がいわゆる代議員制を採用している場合、社員(代議員)となる資格を有する社員以外の会員(準会員、賛助会員等)が支払う会費については、社員が支払う会費と分けて考える理由がないことから、認定法上の公益目的事業財産に組み入れるべき額の算定上は、社員が支払う会費(一般社団・財団法人法第27条に規定する経費)に準じて取り扱うこととするということを規定する趣旨です。その旨がより明確になるよう表現を改めます。</p> <p>なお、財団法人の賛助会員が支払う会費は、社団法人の社員等が支払う上記の会費とは性格が異なりますので、認定法上は基本的には寄附に該当するものと考えられます(FAQ VI-1-1参照)。</p>
9	I-17- - (3)	<p>上記(2)と同様、との記述がなされると、(2)も『〇割』、『〇分の1』程度には、その具体性をもって定めなければならないように解釈されるおそれがある。また、当該条項の趣旨は、収益事業や共益事業のような積極的事业に充当する場合を前提にしていると思われるが、管理業務に当てる場合は、具体性をもって定めることは難しい。『更に、上記(2)と同様、一部を公益目的事業以外のために使用する旨を定める際には』を『更に、一部を収益事業等のために使用する旨を定める際には』に変更して頂きたい。</p>	民法34条法人	<p>「一部」について具体性をもって定められる必要がある」の具体性とは、「一部」の定め方の具体性のことであり、収益事業に使用する、法人会計に充てる等の用途に関する具体性のことではありません。</p>
10	I-18- - (1)	<p>「②については、一事業として取り上げる程度の事業規模や継続性がないもの(雑収入・雑費程度の事業や臨時収益・臨時費用に計上されるような事業)はまとめて「その他事業」とすることができる。」とあるが、公益目的事業のみを実施している法人にも、上記のような「一事業として取り上げる程度の事業規模や継続性がないもの」が発生する可能性があり、このようなものは事業としては無視してもよいのではないか。</p>	民法34条法人	<p>「一事業として取り上げる程度の事業規模や継続性がないもの(雑収入・雑費程度の事業や臨時収益・臨時費用に計上されるような事業)」であっても事業であることにかわりありません。</p> <p>従って、このような事業を行っている場合には、公益目的事業のみを実施している法人には該当しないこととなります。</p>
11	I-18- - (1)	<p>注書きでは「②の『その他の事業』には、法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業が含まれる」として、その例示に共済事業などが挙げられている。「その他の事業」については、公益目的事業及び収益事業以外の共益的な性格を有する事業などが該当するものとされているが、法人の構成員を対象として行う相互扶助等の性格を有しない共済事業については、むしろ公益目的事業に該当するものもあり得るのではないか。</p> <p>例えば、共済商品の契約者(共済掛金の支払い義務者)と被共済者が異なる共済事業については、注書きにいう「法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業」には該当しないと解してよろしいか。</p>	個人 その他	<p>FAQの問Ⅷ-1-①(補足2)をご参照ください。(現行の指導監督基準においても、特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするものは、公益法人として適当ではないとしています。)</p>